

小平市

第四次長期総合計画

第2期中期実行プラン

令和7(2025)年度～令和10(2028)年度

令和8年2月

「つながり、共に創るまち こだいら」の実現をめざして

「小平市第四次長期総合計画」は、市制施行100周年(2062年)の将来の世代に小平市のまちづくりを引き継ぐための基礎となる計画であり、どのような小平市を将来に引き継ぐのか、そのために今後12年間にやることは何かを共有する計画です。その中で示す基本構想のもと、4年ごとの中期的な視点における方向性や主要な施策等を中期実行プランとしてとりまとめ、各施策を推進してまいりました。

令和3年度からスタートした「第1期中期実行プラン」の4年間は、新型コロナウイルス感染症や不透明性を増す国際情勢等による物価高騰、大規模な地震や各地での豪雨災害など、非常に不安定な社会情勢の影響を大きく受けてきました。

こうした、将来を予測することが困難な時代において、変化に柔軟に適応しながら、将来にわたって持続可能な地域社会を構築していくため、「小平市第四次長期総合計画」は、まちづくりの最上位かつ総合的な計画として、進むべき大きな方向性を見失うことなく、市民、事業者、行政など全てのまちづくりの主体が共有する羅針盤としての役割、また、法令等の要請に基づき策定する各分野の個別計画等と連動しながら、分野横断的にまちづくりを進める基盤としての役割を担います。

令和7年度からの4年間は、引き続き「つながり、共に創るまち こだいら」の実現に向けて、事業構築における創意工夫に努めるとともに、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、各施策分野において着実に事業を推進するため、「第2期中期実行プラン」を策定し取り組んでまいります。

令和8年2月

小平市長 小林 洋子

～目次～

第1章 中期実行プランの基本的事項

| | |
|--------------|---|
| (1) 趣旨 | 1 |
| (2) 位置づけ | 1 |
| (3) 期間・ローリング | 2 |
| (4) 計画内容 | 2 |
| (5) 評価 | 3 |

第2章 中期実行プラン策定にあたり踏まえる視点

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 小平市を取り巻く情勢 | 4 |
| (2) 人口推計 | 6 |
| (3) 財政推計(令和8年度の財政見通しと財政運営) | 7 |

第3章 施策の展開

| | |
|-------------------------|----|
| 小平市第四次長期総合計画の基本的な施策の体系図 | 10 |
|-------------------------|----|

基本目標 ひとづくり「人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち」

方針1 全ての子どもの育ちと自立を支援する

| | |
|----------------------|----|
| 妊娠・出産期からの切れ目ない支援 | 11 |
| 地域で見守り支える子育てと保育環境の充実 | 13 |
| 学校教育の充実と環境整備 | 15 |
| 地域で支える若者の健やかな成長と活躍 | 19 |

方針2 全世代が元気にはつらつと過ごす

| | |
|--------------------------|----|
| ライフステージを通じたからだとこころの健康づくり | 21 |
| 安心した生活を支える社会保険 | 23 |
| 地域資源をいかした生涯スポーツの振興 | 25 |
| 生涯にわたる学びの機会の充実 | 27 |

方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる

| | |
|---------------|----|
| 歴史・文化芸術の継承と発展 | 29 |
|---------------|----|

基本目標 暮らしづくり「多様性を認めあい、つながり、共生するまち」

方針4 お互いに尊重し、活躍できる社会の実現

| | |
|----------------------------|----|
| 多様性を尊重する地域社会の実現 | 31 |
| 障がいのある人の自立した生活の実現と共生の地域づくり | 33 |

方針5 地域の絆で支えあう

| | |
|------------------------|----|
| 地域における支えあいと包括的な支援体制の推進 | 35 |
| 地域包括ケアシステムの推進 | 37 |
| 介護サービスの充実と給付の適正化 | 39 |

方針6 誰もが安心と生きがいを持つ地域づくり

| | |
|-------------------|----|
| 多様な担い手による地域づくり | 41 |
| 安全で安心して生活できる地域づくり | 43 |

| | | |
|--------------|---|----|
| 基本目標 | まちづくり「自然と調和した、美しく快適で、魅力あるまち」 | |
| 方針7 | 水や緑を保全・創出し、環境にやさしい循環共生型の社会を形成する | |
| | やすらげる水と緑の創出・保全 | 45 |
| | 環境にやさしい地域社会の形成 | 47 |
| | 資源循環化サイクルの推進 | 49 |
| 方針8 | 安全安心で快適な、住みやすいまちを形成する | |
| | 安全で快適な市街地整備の推進 | 51 |
| | ①安全で便利な道路・交通の推進 | 53 |
| 方針9 | 地域資源をいかし、活力と交流を生み出す | |
| | ②地域のにぎわいを生む商工業・観光まちづくりの推進 | 55 |
| | ③農のあるまちづくりの推進 | 57 |
| | 自治体経営方針に関連する主要事業 | 59 |
| 基本目標横断プロジェクト | | |
| | プロジェクト1「自助・共助・公助により、防災・減災を強化します」 | |
| | 【国土強靱化地域計画】 | 61 |
| | プロジェクト2「新たな地域拠点とコミュニティの創出に取り組みます」 | 68 |
| 資料編 | | |
| | 事業見直しの取組 | 73 |
| | 国土強靱化地域計画に係る脆弱性評価 | |
| | (1) 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) | 74 |
| | (2) 脆弱性評価(分析・評価、課題の検討) | 75 |
| | (3) 各方針等における施策と起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)の整理対照表 | 79 |
| | 持続可能な開発目標(SDGs)との関係 | 80 |

第1章 中期実行プランの基本的事項

(1) 趣旨

市町村の総合計画については、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づく地方自治法の一部を改正する法律（平成23年5月2日公布）により、地方自治法第2条第4項の基本構想の策定義務が廃止され、各市町村それぞれが自らそのあり方を決定し、実施していくこととなりました。

小平市では、平成18年度から令和2年度までの15年間を計画期間とする「こだいら21世紀構想（小平市第三次長期総合計画基本構想）」を策定し、これに基づき、計画的な行政運営を進めてきました。

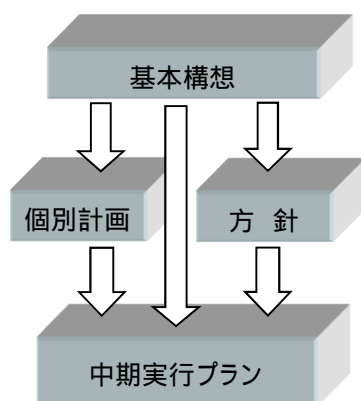
この「こだいら21世紀構想（小平市第三次長期総合計画基本構想）」の計画期間満了に伴い、令和3年3月には、平成21年に施行された小平市自治基本条例第24条の「長期総合計画」の規定に基づき、令和3年度から令和14年度までの12年間を計画期間とする、小平市第四次長期総合計画基本構想（以下、「基本構想」と言う。）を策定しました。令和3年度からは基本構想におけるまちづくりの方向性を十分に踏まえ、12年後に目指す小平市の将来像「つながり、共に創るまち こだいら」の実現に向けた取組を推進しています。

この基本構想のもと、個別の分野における現状や課題等を踏まえ、4年ごとの中期的な視点における方向性や主要な施策等を示すものが「中期実行プラン」です。

「中期実行プラン」には、基本構想における3つの基本目標（大項目）及び9つの方針（中項目）のもと、小項目にあたる「テーマ」を設定し、テーマごとに4年後の到達目標（成果指標）や、その達成のための具体的な事業・事業量（経費）を掲載しています。また、基本構想における自治体経営方針に関連する主要事業や、3つの基本目標と自治体経営方針を横断する取組である「基本目標横断プロジェクト」についても示しています。

(2) 位置づけ

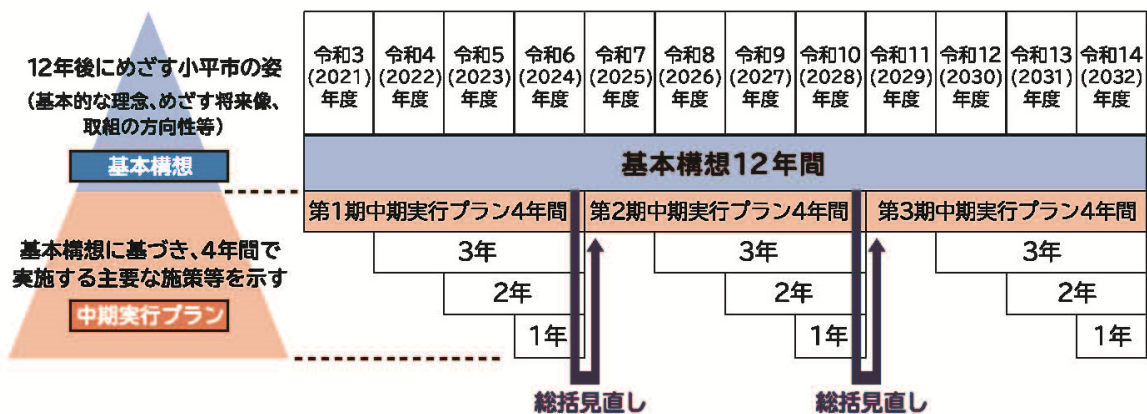
この「中期実行プラン」は、長期的・大綱的なまちづくりの方向性を示す階層である基本構想、及び法令等の要請に基づき策定された特定分野の個別計画や方針等の下位に位置づけられるものです。



(3) 期間・ローリング

中期実行プランは計画期間を4年間として策定し、2年目以降は毎年度、ローリング方式により見直していきます。

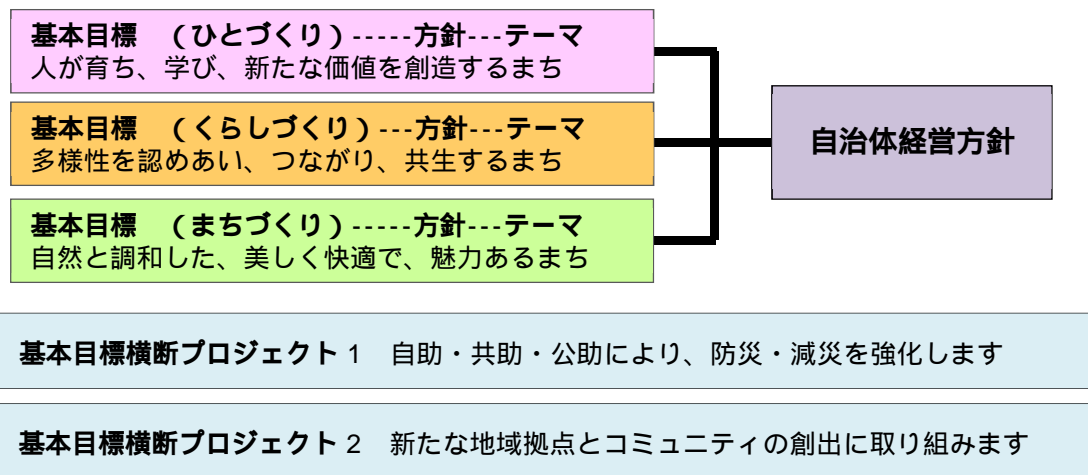
中期実行プランは、各施策分野における方向性を具現化し、テーマごとに設定する4年後の到達目標を達成するための取組内容や事業量等を示すものとなりますので、年度ごとの事業の状況や社会環境の変化などを踏まえてローリングを行い、実効性の担保を図ります。また、期間中、新たな課題に応じた事業を展開する場合には、適宜取り入れ、変化する行政需要に的確・柔軟に対応していくものとします。この第2期中期実行プランは、令和7(2025)年度を初年度、令和10(2028)年度を目標年度とする4年間の計画です。



(4) 計画内容

中期実行プランには、基本構想で掲げる3つの基本目標(大項目)と9つの方針(中項目)のもと、小項目にあたるテーマを設定します。

このテーマごとに「現状と課題」を記載した上で、「取組の方針・内容」として4年間の施策の方向性を示すとともに、これらを踏まえて「4年後の到達目標」、具体的な事業及び事業経費の年次計画を示します。さらに、自治体経営方針に基づく取組や、3つの基本目標と自治体経営方針を横断する取組である「基本目標横断プロジェクト」も掲載します。



施策の体系図は10ページに掲載しています。

なお、本プランは、「まち・ひと・しごと創生法」や「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を踏まえて策定したものであり、市における地方創生の取組（国の地方創生に係る基本構想を踏まえた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」）や国土強靱化の取組（「国土強靱化地域計画」）を包含しています。

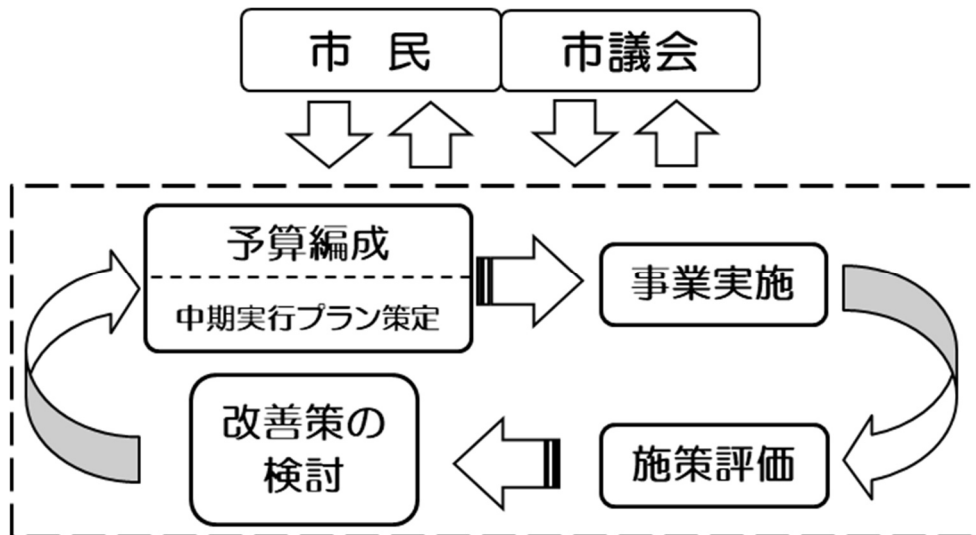
国は、令和7年6月に「地方創生2.0基本構想」を、同年12月に「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を閣議決定しました。今後、強い経済の実現に力点を置いた全体戦略として「地域未来戦略」をとりまとめるとしています。

テーマごとに設定する「4年後の到達目標」については、目標に対する進捗・達成状況を客観的・数値的に捉えるものとして、できる限り成果指標の形式で設定します。この指標の達成状況だけで単純にテーマ全体の達成度を判断することはできませんが、目安となる数値として評価に活用していくものとします。なお、この「4年後の到達目標」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における数値目標・重要業績評価指標（KPI）として位置づけます。

また、本プランには、各テーマ等における主要な事業を掲載していますが、その経費は毎年度ローリング方式による見直しを行いながら、各年度の予算編成において確定していきます。

（５）評価

中期実行プランの評価は毎年度実施する施策評価において、中期実行プランに掲げる4年後の到達目標と同一の指標を用いた評価をテーマごとに行い、その結果を以降の事業内容や事業量等に反映させることにより、効果的・効率的な行政運営を図っていくものとします。



第2章 中期実行プラン策定にあたり踏まえる視点

(1) 小平市を取り巻く情勢

小平市は、平成24年に市制施行50周年という大きな節目を迎え、次の50年後である市制施行100周年に向けて歩みを進めています。これまでの小平市の歩みを振り返ると、高度経済成長期の急速な人口流入により、教育施設や下水道をはじめとしたインフラ整備が進み、都市としての基盤が整備されてきました。

その後、徐々に少子高齢化、情報化、グローバル化などが進んできましたが、近年ではこうした流れがさらに加速するとともに、私たちの暮らし方や働き方も大きく変化してきました。また、国際社会情勢の悪化や円安による輸入コストの増、慢性的な人手不足といった複数の要因による物価高騰の影響や、地震や豪雨などの自然災害の激甚化や頻発化により、日本をはじめ世界中の暮らしや経済、人命を大きく脅かす事態が続き、市を取り巻く環境や社会情勢は、常に変化にさらされています。

こうした大きな変化が続く激動の時代にあっては、誰もが安全で安心して暮らすことができ、将来世代へと引き継ぐことのできる安定した持続可能な地域づくりがますます求められていきます。

現在、市政を取り巻く情勢として、大きなインパクトをもつものとしては、次のような項目があげられます。

人口減少・人口構成の変化

戦後増加を続けてきた日本の総人口は、平成20年をピークに減少に転じ、今後も減少傾向が続くものと予測されています。また、人口構成としては急速に少子高齢化が進行しており、令和2年国勢調査によると、65歳以上の高齢者人口は3,602万7千人、総人口に占める割合は28.6%と過去最高を更新しました。令和7年には、団塊の世代全員が後期高齢者となる75歳以上を迎え、更に令和22年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、いわゆる「2040年問題」が各方面へ影響を及ぼすことが予想されます。

市の総人口は、現在は増加傾向にあります。令和12(2030)年の約20万3千人をピークに減少に転じ、市制施行100周年を迎える2060年代には、17万人台になると推計されています。市における少子高齢化の傾向も今後一層加速すると予想されており、労働力人口の減少による多方面への影響が懸念されます。

経済財政状況の変化

近年の国内の景気は、いわゆるコロナ禍以降の経済社会活動の正常化が進む中で、緩やかな回復基調が継続していますが、名目賃金の上昇が物価上昇に追いつかず、経済の過半を占める個人消費が力強さを欠く状態が続いています。

市においては、従来から債務の抑制を図り、安定した財政基盤の構築に努めてきましたが、こうした経済状況の影響や人口減少に伴う市税収入の減少が見込まれる中で、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、公共施設の老朽化対策や将来に向けた投資などへ対応していくことが急務となっており、これらの課題に的確に対応していくためには、既存の事務事業の見直しなどによる財源確保も欠かせません。

公共施設の老朽化に伴う更新ピーク到来

市では、全国の地方公共団体と同様に、人口が急激に増加した 1960 年代から 1970 年代にかけて公共施設を数多く整備し、行政サービスの充実を図ってきましたが、今後、これらの建物は集中的に更新時期を迎えます。

財政状況からも、すべての公共施設を更新することは不可能であると考えられ、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、将来世代まで持続可能で安全・安心な施設経営を目指していくことが必要です。

今後の人口減少や少子高齢化の進展等による、公共施設に対する需要や市民ニーズの変化も見据えながら、施設の複合化、長寿命化に加え、広域連携や公民連携などの幅広い選択肢から最適なものを組み合わせた公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

地球規模の危機への対応

近年、世界各国で大規模地震や気候変動による被害が相次いでいますが、自然災害は激甚化、頻発化する傾向にあり、日本でも令和7年夏の観測史上最高の暑さ、青森県沖地震とそれに伴う北海道・三陸沖後発地震注意報の発令がありました。また、台風による災害や各地での集中豪雨による被害も頻繁に発生しています。

こうした自然災害等から市民の生命や財産を守り、行政機能を維持していくために、危機管理体制の整備がますます重要となっています。

暮らしや働き方を変える Society 5.0 時代の到来

IoT、ロボット、人工知能 (AI)、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が急速に進展してきており、国は、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である Society 5.0 の実現を目指しています。

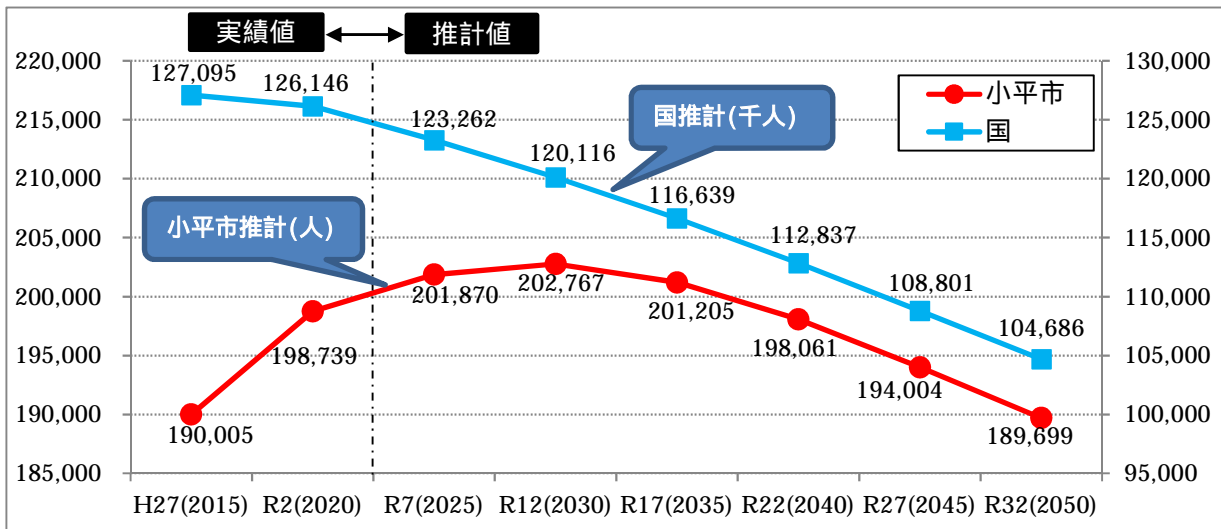
このような先端技術の活用は、行政においても新たなサービスの実施や、業務の効率化につながる可能性があるとともに、行政手続きや行政サービスのあり方自体も変化が求められており、こうした社会情勢に柔軟かつ的確に対応していく必要があります。

(2) 人口推計

小平市では、昭和35年の国勢調査で52,923人であった人口が年々増加し続け、令和2年の国勢調査では198,739人に達しました。

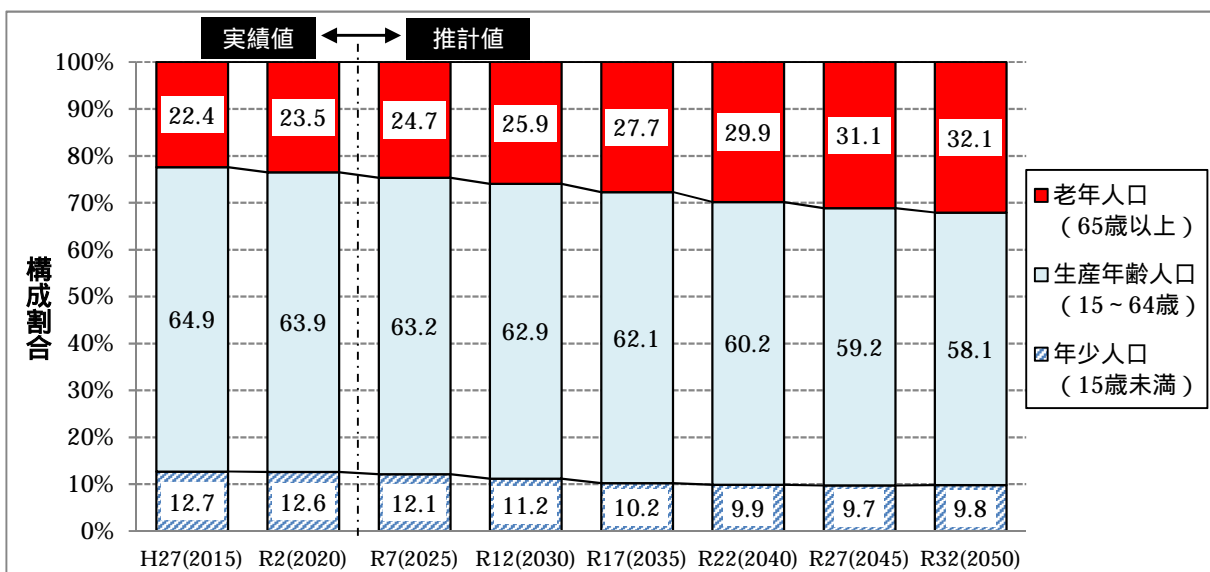
令和6年1月に発行した「令和2年国勢調査に基づく小平市の将来人口推計」では、小平市の人口増加の傾向は令和12(2030)年まで続きますが、その後は国全体の動向(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」による推計)と同様に減少傾向に入ると推計されています。

小平市及び国の国勢調査における人口推移



また、年齢3区分別の人口構成の割合の推移を見てみますと、年少人口(15歳未満)は減少する一方、老年人口(65歳以上)が増加していく見込みです。生産年齢人口(15~64歳)も減少傾向を示していることから、この傾向が続くとすれば、少子高齢化は一層加速することが予想されます。

年齢3区分別人口構成割合の推移



(3) 財政推計 (令和 8 年度の財政見通しと財政運営)

将来の行政需要、経済状況の変化を見据えた健全な財政運営の必要性

歳入の根幹をなす市税収入は、個人においては、景気の緩やかな回復による所得の増及び小平市の人口が令和12年まで増加傾向が続くと推計されることから、税収も緩やかに増加していくものと見込んでいます。法人においては、一部大手法人の動向を踏まえ減を見込み、今後、大幅な増は見込めません。また、地方消費税交付金などの税連動交付金は、経済状況により交付が増減する交付金であり、安定した歳入とは言えません。これらのことから、一般財源の大きな伸びを見込むことは大変困難な状況です。

一方で、歳出のうち義務的経費である扶助費については、国及び東京都ともに拡充傾向にあるこども・子育て支援施策に係る経費の増に加え、障害者自立支援給付費が大きく増加しています。また、任意的経費である投資的経費については、老朽化による公共施設の更新や都市計画事業の進展に伴う伸びが見込まれます。

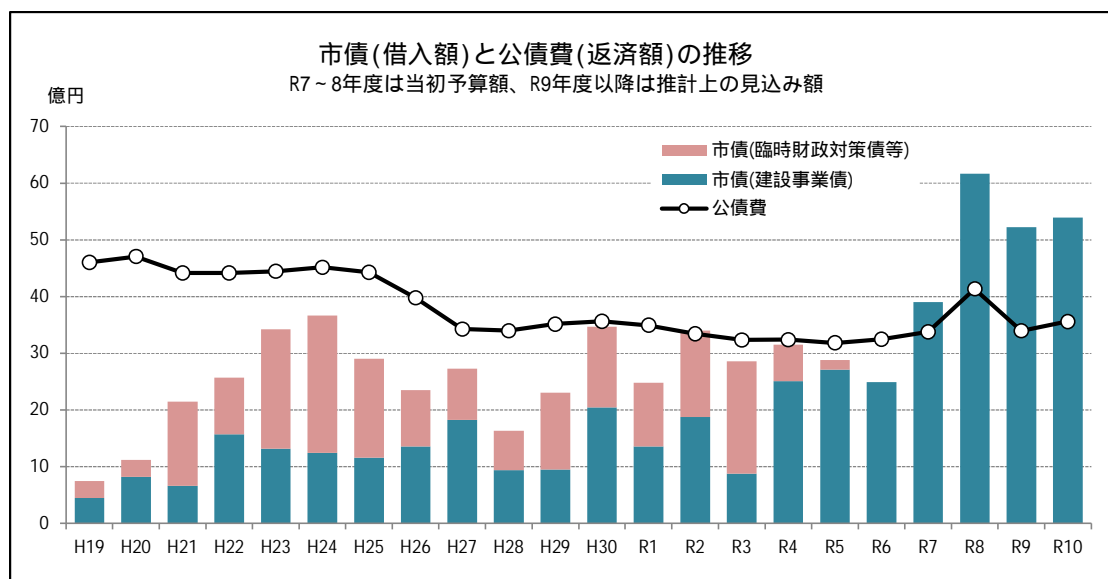
求められる行政需要に的確に対応していくため、限られた財源の中で効率的かつ持続可能な財政運営に努めなければなりません。

歳出における公債費の状況

市では平成 17 年度以降、市債（＝借金の借入額）を、その年度の元金償還額以下に抑える取組により、債務残高を毎年度減少させ、公債費（＝借金返済額）を抑制してきました。今後、公共施設の更新や都市計画事業の進展による投資的経費等の増に伴う市債借入額の増により、債務残高は増加に転じる見込みです。

基金残高の状況

令和 7 年度の補正予算を反映した基金残高（＝貯金）は、財政調整基金がおよそ 52 億円、公共施設整備基金がおよそ 48 億円となる見込です。財政調整基金は、前年度末と比べて大きく減少する見込ですが、令和 8 年度においても、歳出における経常経費としての社会保障関係費や人件費などが大きく伸びていることから、引き続き多くの繰入を行うこととしています。



財政の推計(一般会計)

歳入

(単位:百万円,%)

| 年度 項目 | 令和7年度 (当初予算) | | 令和8年度 (当初予算) | | 令和9年度 | | 令和10年度 | |
|--------------|-----------------|-------|-----------------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 一般財源 | 46,715 | 51.7 | 47,727 | 50.2 | 45,962 | 48.9 | 46,556 | 48.1 |
| 市税 | 33,699 | 37.3 | 33,434 | 35.2 | 33,512 | 35.7 | 33,756 | 34.8 |
| 地方譲与税 | 295 | 0.3 | 284 | 0.3 | 284 | 0.3 | 284 | 0.3 |
| 地方消費税交付金 | 4,514 | 5.0 | 5,096 | 5.4 | 4,704 | 5.0 | 4,704 | 4.9 |
| 地方特例交付金 | 255 | 0.3 | 296 | 0.3 | 296 | 0.3 | 296 | 0.3 |
| 地方交付税 | 600 | 0.7 | 1,500 | 1.6 | 1,600 | 1.7 | 1,600 | 1.7 |
| 繰入金(財政調整基金等) | 4,010 | 4.4 | 3,300 | 3.5 | 1,500 | 1.6 | 1,850 | 1.9 |
| 臨時財政対策債 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| その他 | 3,342 | 3.7 | 3,817 | 4.0 | 4,066 | 4.3 | 4,066 | 4.2 |
| 特定財源 | 43,571 | 48.3 | 47,373 | 49.8 | 47,972 | 51.1 | 50,315 | 51.9 |
| 国庫支出金 | 19,142 | 21.2 | 18,296 | 19.2 | 19,891 | 21.2 | 20,865 | 21.5 |
| 都支出金 | 15,424 | 17.1 | 15,265 | 16.1 | 18,274 | 19.5 | 19,258 | 19.9 |
| 繰入金(財調等除く) | 2,114 | 2.3 | 4,044 | 4.3 | 2,086 | 2.2 | 2,306 | 2.4 |
| 市債 | 3,906 | 4.3 | 6,168 | 6.5 | 5,225 | 5.6 | 5,394 | 5.6 |
| その他 | 2,985 | 3.3 | 3,600 | 3.8 | 2,496 | 2.7 | 2,492 | 2.6 |
| 歳入合計 | 90,286 | 100.0 | 95,100 | 100.0 | 93,934 | 100.0 | 96,871 | 100.0 |

構成比は四捨五入のため、合計と一致しないことがあります。

歳出

(単位:百万円,%)

| 年度 項目 | 令和7年度 (当初予算) | | 令和8年度 (当初予算) | | 令和9年度 | | 令和10年度 | |
|----------|-----------------|-------|-----------------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 義務的経費 | 45,460 | 50.4 | 48,561 | 51.1 | 48,775 | 51.9 | 50,308 | 51.9 |
| 人件費 | 12,288 | 13.6 | 12,991 | 13.7 | 13,166 | 14.0 | 13,730 | 14.2 |
| 扶助費 | 29,793 | 33.0 | 31,434 | 33.1 | 32,213 | 34.3 | 33,016 | 34.1 |
| 公債費 | 3,379 | 3.7 | 4,136 | 4.3 | 3,396 | 3.6 | 3,562 | 3.7 |
| 投資的経費 | 10,302 | 11.4 | 11,485 | 12.1 | 10,319 | 11.0 | 11,007 | 11.4 |
| その他の経費 | 34,524 | 38.2 | 35,054 | 36.9 | 34,840 | 37.1 | 35,556 | 36.7 |
| 物件費 | 15,527 | 17.2 | 15,307 | 16.1 | 15,126 | 16.1 | 15,653 | 16.2 |
| 補助費等 | 9,104 | 10.1 | 9,566 | 10.1 | 9,754 | 10.4 | 9,964 | 10.3 |
| 繰出金 | 7,598 | 8.4 | 7,536 | 7.9 | 7,764 | 8.3 | 7,735 | 8.0 |
| その他 | 2,295 | 2.5 | 2,645 | 2.8 | 2,196 | 2.3 | 2,204 | 2.3 |
| 歳出合計 | 90,286 | 100.0 | 95,100 | 100.0 | 93,934 | 100.0 | 96,871 | 100.0 |

<市債年度末残高(見込)> 25,679 26,800 28,833 31,055

<基金年度末残高(見込)>
 財政調整基金 2,576 2,414 1,914 1,064
 公共施設整備基金 4,109 4,086 3,061 1,516

構成比は四捨五入のため、合計と一致しないことがあります。

市債及び基金の年度末残高は、各年度の当初予算時点の見込です。

<歳入について>

- 市 税...景気の動向によりますが、おおよそ横ばいと見込んでいます。
- 地方消費税交付金...景気の動向によりますが、おおよそ横ばいと見込んでいます。
- 地方交付税...法人市民税の動向などを踏まえ、増を見込んでいます。
- 国・都支出金...中期実行プランにおける財源のほか、扶助費関連の増を見込んでいます。
- 市 債...中期実行プランにおける起債対象経費の増の影響により増を見込んでいます。

<歳出について>

- 人 件 費...給与改定などによる増を見込んでいます。
- 扶 助 費...国及び東京都ともに拡充傾向にあるこども・子育て支援施策に係る経費や障害者自立支援給付費等の社会福祉費などの増を見込んでいます。
- 公 債 費...過年度借入額の増の影響により増を見込んでいます。
- 投資的経費...毎年行う道路改修など一定枠のほか、中期実行プランの事業などを計上しています。
- 繰 出 金...国民健康保険事業特別会計は減となりますが、その他の特別会計において増を見込んでいます。

<市債残高及び基金残高について>

- 債 務 残 高...必要な事業等に対しては市債を活用するため、債務残高の増を見込んでいます。
- 基 金 残 高...公共施設整備基金は、公共施設の更新に加え、老朽化に伴う施設の維持補修や設備更新に活用するため、基金残高は減を見込んでいます。また、財源確保策として、基金を大きく繰り入れることにより、基金残高の減少が見込まれるため、今後の行政需要に備え、繰越金などによる基金残高の確保に努めます。

第3章 施策の展開

小平市第四次長期総合計画の基本的な施策の体系図

| 基本構想 | | 中期実行プラン | | |
|---|----|----------------------------|--|--|
| 大項目（基本目標） | | 小項目（テーマ） | | |
| 中項目（方針） | | | | |
| 基本目標（ひとづくり） 「人が育ち、学び、新たな価値を創造するまち」 | | | | |
| 方針1 全ての子どもの育ちと自立を支援する （子育て支援、学校教育、若者活躍） | 1 | 妊娠・出産期からの切れ目ない支援 | 基本目標横断プロジェクト12 新たな地域拠点とコミュニティの創出に強化します【国土強靱化地域計画】 | |
| | 2 | 地域で見守り支える子育てと保育環境の充実 | | |
| | 3 | 学校教育の充実と環境整備 | | |
| | 4 | 地域で支える若者の健やかな成長と活躍 | | |
| 方針2 全世代が元気にはつらつと過ごす （健康づくり、スポーツ、生涯の学び） | 5 | ライフステージを通じたからだところの健康づくり | | |
| | 6 | 安心した生活を支える社会保険 | | |
| | 7 | 地域資源をいかした生涯スポーツの振興 | | |
| 方針3 まちの誇りを受け継ぎ、発展させる （歴史、文化芸術） | 8 | 生涯にわたる学びの機会の充実 | | |
| | 9 | 歴史・文化芸術の継承と発展 | | |
| 基本目標（くらしづくり） 「多様性を認めあい、つながり、共生するまち」 | | | | |
| 方針4 お互いに尊重し、活躍できる社会の実現 （男女共同参画、障がい者支援、多文化共生） | 10 | 多様性を尊重する地域社会の実現 | 基本目標横断プロジェクト12 新たな地域拠点とコミュニティの創出に強化します【国土強靱化地域計画】 | |
| | 11 | 障がいのある人の自立した生活の実現と共生の地域づくり | | |
| 方針5 地域の絆で支えあう （介護、保健福祉、生活支援） | 12 | 地域における支えあいと包括的な支援体制の推進 | | |
| | 13 | 地域包括ケアシステムの推進 | | |
| | 14 | 介護サービスの充実と給付の適正化 | | |
| 方針6 誰もが安心と生きがいを持つ地域づくり （地域コミュニティ、安全・安心） | 15 | 多様な担い手による地域づくり | | |
| | 16 | 安全で安心して生活できる地域づくり | | |
| 基本目標（まちづくり） 「自然と調和した、美しく快適で、魅力あるまち」 | | | | |
| 方針7 水や緑を保全・創出し、環境にやさしい循環共生型の社会を形成する （緑、環境、資源循環） | 17 | やすらげる水と緑の創出・保全 | | 基本目標横断プロジェクト12 新たな地域拠点とコミュニティの創出に強化します【国土強靱化地域計画】 |
| | 18 | 環境にやさしい地域社会の形成 | | |
| | 19 | 資源循環化サイクルの推進 | | |
| 方針8 安全安心で快適な、住みやすいまちを形成する （市街地整備、道路、交通） | 20 | 安全で快適な市街地整備の推進 | | |
| | 21 | 安全で便利な道路・交通の推進 | | |
| 方針9 地域資源をいかし、活力と交流を生み出す （商工業、都市農業、観光） | 22 | 地域のにぎわいを生む商工業・観光まちづくりの推進 | | |
| | 23 | 農のあるまちづくりの推進 | | |
| 自治体経営方針 視点（自治の拡大・深化、持続可能な行財政運営、ICT社会への対応、職員の力を引き出す市役所） | | | | |
| 方向性1 地域資源によるサービスの実現 | | | | |
| 方向性2 将来に向けた財政運営・財産活用 | | | | |
| 方向性3 運営・業務執行体制の効率化 | | | | |
| 方向性4 職員と職場の活性化 | | | | |